

大垣女子短期大学における研究者の行動規範

(制定 2017年9月1日)

大学組織にとって、研究活動を推進すること、またそのための諸制度を整備すること、さらには諸制度の下で適切な運営を行うことは、必須の要件である。大垣女子短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神を基本理念として、広い教養を養うとともに深く専門の技芸を教授研究し、諸学問領域に新たな息吹を吹き込むことと併せて、研究成果を学生教育に反映させること、さらには本学の知的財産が蓄積されることが期待される。

本学において研究に携わる者（以下「研究者」という。）は、このように自らの専門的な判断により真理を探究するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する。研究者が、社会の信頼と負託を得て主体的かつ自律的に研究を進め、本学の教育・研究活動の健全な発展を促すため、すべての学術分野に共通する必要最小限の倫理規範を「科学者の行動規範」（平成18年10月3日 日本学術会議声明）に準拠して、以下のとおり定める。

（研究者の責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の行動）

2. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

3. 研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

7. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(研究対象などへの配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

10. 研究者は、研究・教育・学会活動において、国籍、人種、民族、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

11. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

本学は、この行動規範の周知徹底を図るとともに、本規範を遵守する上で必要な環境や規程等の整備を行う。また、常に時代や社会からの要請等に応えるため、本規範の見直しを行う。